

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第1回）」が開催される 1

◆ 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第1回）」が開催される

令和5年9月21日、「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」（第1回）が開催されました。

「こども誰でも通園制度（仮称）」は令和6年度に、本格実施を見据えた形での試行的事業を実施することとされています。

検討会では、「こども誰でも通園制度（仮称）」の試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討され、令和5年12月に事業実施の中間方針のとりまとめが行われる予定です。

「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設は、こども未来戦略方針に示された「加速化プラン」において明記され、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付とされています。

本年度は31自治体50事業者でモデル事業が実施されており、施設毎に補助基準額が設定されています。令和6年度の本格実施を見据えた形での実施は、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設けてその範囲内で多くの事業者が実施できるよう、また、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことが検討されています。人員配置は、令和5年度モ

デル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とされる予定です。

なお、検討会の論点として、下記が示されています。

(1) 制度について

- 制度の全体像について
- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、やりがいとはどのようなものか

(2) 試行的事業実施上の留意点

- 令和6年度の試行的事業について
- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か
- 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か
- 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点は何か

(3) 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

- 保育所・認定こども園をベースにして実施する場合
- 小規模保育をベースにして実施する場合
- 家庭的保育事業をベースにして実施する場合
- 幼稚園をベースにして実施する場合
- 地域子育て支援拠点をベースにして実施する場合

(4) その他

- 要支援家庭への対応上の留意点は何か
- 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か
- こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

上記の論点に関する、説明については次頁以降をご確認ください。

(1) 「こども誰でも通園制度」(仮称)の制度について

こどもみんななか こども家庭庁 論点（１）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について①	
制度の全体像	
こども誰でも通園制度（仮称）の制度については、子ども・子育て支援等分科会において議論することとしているが、本検討会において試行的事業実施の在り方を検討する前提として、現在検討している制度の概要を、下記のとおりお示しする。	
給付制度の立て付け	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付（名称は精査中）」を子ども・子育て支援法に設けることを想定。
利用対象者の認定	- 対象者の市町村による認定の仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。 - ただし、認定は、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない児童（未就園児）であるかを確認するといった市町村の負担が少ない形とする。 （注）0歳6か月までは伴走型支援や産後ケア事業等で対応することを想定し、こども誰でも通園制度では0歳6か月～2歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象とすることを想定
事業実施者の指定	本制度を行う事業者について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点など、幅広い事業者において行うことを想定しており、本制度を行う事業者について市町村が指定する仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。
契約の仕組み	本制度の利用に当たっては、市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業実施者との直接契約で行うことを想定。
公定価格の仕組み	「子どものための教育・保育給付」の公定価格の仕組みとは別に、新たに「〇〇給付（名称は精査中）」の運営費に係る補助をする給付を設けることを想定。 - 利用者負担については、事業者において徴収することを想定。
その他	一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用対象者は未就園児だけではなく、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。

5

こどもみんななか こども家庭庁 論点（１）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について②	
論点	
- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか - こども、保護者にとってどういった意義があるのか - 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か - 職員に求められる力量や難しさ、一方で職員にとってのやりがいとはどのようなことが考えられるのか	
- こども、子育て政策の抜本的強化を検討する過程の中で、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することが強く求められてきた。 こうしたニーズに対応するため、「こども誰でも通園制度」の創設を打ち出すことにしたもの。 - こども誰でも通園制度の導入により、こどもや保護者にとって以下のような意義があるのではないかと考えられる。 ① こどもにとって、在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。 こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいないだけでは得られない様々な経験を通じて成長できる。 ② こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどもの可愛らしさを共感してもらい、自身やこどもへの温かい言葉や応援の声をかけられるなど、保護者が園と関係を持つ中で「家族以外の人が自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも大きく関わっていく。 ③ 保護者にとっても、こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人とのかかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でもこどもを預かってもらえることで育児の負担の軽減につながる。 - こども自身や保護者のウェルビーイングが向上することは、ひいては「こどもみんななか社会」、「社会全体のウェルビーイングの向上」につながる。 一方で、「『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）』の策定に向けた中間整理（案）」において、家庭環境や心身の状況等にかかわらず全てのこどもの育ちを保障すると記載されている趣旨を踏まえ、本制度で預かるこどもに対する関わり方について具体的に示すことが重要ではないかと考えられる。	

6

論点（１）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について③

- 現行の各制度と比較すると、以下のような意義があるのではないか。
- ① 現行の教育・保育給付では、利用できる者が、就労等の保育の必要性がある者に限定されており、専業主婦（夫）家庭等も含めた未就園児のいるすべての家庭に対する支援には限界がある中、こども誰でも通園制度では就労要件を問わず誰もが利用できる。
 - ② 現在の一時預かりは事業である一方で、こども誰でも通園制度は①給付制度とすることで一定の権利性が生じること、②全国の自治体でも共通で実施することで、制度利用のアクセスを向上させる意義がある。
 - ③ 一時預かり事業では、利用者が事業者へ直接利用を申し込むことが基本であるが、こども誰でも通園制度では、認定の申請をする人としなない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握することができ、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる。
- 職員にとってみると、以下のようなことが考えられるのではないか。
- ① こどもの日々の体調、好きな遊びなど、こども一人一人の特性・特徴を時間をかけて把握して関わっていくこと、通常の保育と比べると少ない時間で理解することや、こどもの育ちを連続的に捉えることに難しさがある一方で、これまでかかわることの少なかったこどもや家庭とかかわることで、専門性をより地域に広く発揮できるのではないか。
 - ② 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てをする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮できるのではないか。
 - ③ こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要ではないか。

7

（２）「こども誰でも通園制度」(仮称)の試行的事業実施上の留意点

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について①

令和 6 年度の試行的事業について

- こども誰でも通園制度（仮称）については、令和 6 年度概算要求において、本格実施（改正法が施行され、全国の自治体での実施）を見据えた形での試行的実施を実施することとしている。
- 試行的事業の内容については、事項要求であり予算編成過程において検討することとしているが、予算編成過程の検討と並行して、本検討会においては、試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討する。
- 令和 5 年度のモデル事業では、こどもや保護者への効果の検証に重点を置いており、施設毎に補助基準額を設定し、31自治体、50事業者での実施だったが、2024年度の試行的事業では、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形での実施が可能とすることを検討している。
- また、2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月 1 0 時間」を上限として行うことを検討している。
 (※) 「月 1 0 時間」は 1 日中利用するとすれば月 1 回、午前約 2 時間利用するとすれば毎週利用するというイメージ
 (※) 一時預かりの整備状況は未就園児 1 人当たりで見ると年間約 2.86 日（月 1 ～ 2 時間程度に相当）となっており、月 1 0 時間利用できる試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる
- 人員配置については、令和 5 年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする予定。

8

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について②

論点

- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（０歳児、１歳児、２歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か

【共通の論点】

- ・事業実施に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが大前提。
 - ①アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は、どの事業者を利用する場合でも事前に把握できるようにする必要があるのではないか。
 - ②０～２歳児を受け入れたことがない事業所で低年齢児の受入れに当たっては、受け入れ可能かどうか、より厳格な確認が必要ではないか（※例えば、午睡の際の安全確認の意識が十分にあるか等）。
 - ③食事については、特に離乳食の必要も考えると、提供を必須とはせず持参方式も認めるべきではないか。
 - ④慣れるまでに時間がかかるこどもに対してどのようにフォローしていくべきか。こどもが慣れるまでは、こどもだけでなく、保護者も一緒にこども誰でも通園制度の利用場所で過ごすことを認めていくべきではないか。等

【０歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・短期間での成長・発達に特に著しく、会うたびに変化や育ちの様子が見られる楽しさや喜びがある。
- ・人見知りや後追いの激しいこどももあり、特に保護者と離れることへの不安が強いこどもへの対応が必要。
- ・体調や生活リズムに合わせた預かりが重要で、調乳や抱っこなど、乳児の身の回りの世話に関する実践的な知識・技術が必要。等

【１歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・歩けるようになったり、簡単な言葉を話しはじめる時期であり、こどもとのコミュニケーションの楽しさがある。
- ・ものの取り扱いなどをめぐるかみつきなど、こども同士のトラブルに注意が必要。
- ・行動範囲が広がり探索活動が活発になるため、安全に十分留意したうえで、存分に遊べる環境を整えることが重要。等

【２歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・行動や自己表現の幅が広がる時期であり、心身の成長・発達の実感が得られる。
- ・「イヤ」「じぶんで」と自己主張が強くなるが、思うようにいかないことや甘えたいときもあるため、こどもの様子に応じた柔軟な対応が必要。
- ・大人にとってはこれまでよりも扱いにくさを感じる場面が増えてくる時期のため、保護者も戸惑いやストレスを抱えやすいことから、職員はそうした保護者への配慮が必要。等

9

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について③

論点

- 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か

- 事業実施のイメージとして、定期利用と自由利用といった方法が考えられる。
- 定期利用、自由利用それぞれの特徴や留意点は以下のとおり。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	（例） ・利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	（例） ・利用前月の一定日より翌月分の予約 ・空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえ	・こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	・特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい ・施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	・利用の都度予約する手間がかかる ・施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・慣れるのに時間がかかるこどもがいる

- 地域によっても様々な状況があると考えられ、利用者の様々なニーズに応えられるよう、いずれかを原則とするのではなく、自治体や事業者においていずれかの方法をとるか、組み合わせるかなどを選択できることとしてはどうか。

10

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について④

論点

○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点とは何か

○ 事業者の実施体制や特長などを踏まえ、一般型、余裕活用型といった方法が考えられる。

	一般型（在園児と合同）	一般型（専用室独立実施型）	余裕活用型
考え方	- 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 - 専用スペースは設けず、在園児と合同	- 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 - 在園児とは別の専用スペースは設ける	- 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れる方法 - 基本的に在園児と合同
特徴	- こどもが在園児と関わる機会が多い - 実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる	- こども誰でも通園制度を利用することもに合わせた環境を確保することができる - 専任の職員の下で対応	- こどもが在園児と関わる機会が多い - 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易
留意点	- こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か - こども誰でも通園制度を利用することもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意	- こどもが在園児と関わる機会が少ない - こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流が無くなる懸念がある。振り回りなどを合同で行うなどの工夫が必要ではないか	- こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か - こども誰でも通園制度を利用することもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 - 時期によって受入枠が減っていくことが想定されるため、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある

○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）についても、実施する事業者によって、創意工夫による多様な実践のかたちがあることが望ましいのではないかと。

11

（３） 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

論点（３）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ①

○ 利用方法（定期利用、自由利用）や実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）の組み合わせ方について、以下の６通りが考えられる。

- ①一般型（在園児と合同） × 定期利用中心
- ②一般型（在園児と合同） × 自由利用中心
- ③一般型（専用室独立実施型） × 定期利用中心
- ④一般型（専用室独立実施型） × 自由利用中心
- ⑤余裕活用型 × 定期利用中心
- ⑥余裕活用型 × 自由利用中心

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

12

論点（３）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ②

- 実施する施設・事業類型それぞれの特性を踏まえた事業実施のイメージは下記のとおり。

	保育所・認定こども園	小規模保育事業
利用・実施方法	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。
	家庭的保育事業	幼稚園
利用・実施方法	・ 3～5人の少人数の規模であるため、在園児と合同で行う方法（①、②、⑤、⑥）が馴染みやすいのではないかな。	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。
	地域子育て支援拠点事業	
利用・実施方法	・ 保護者が利用しやすい自由利用（②、④、⑥）が馴染みやすいのではないかな。	

13

（４） その他

論点（４） その他 ①

論点

- 要支援家庭への対応上の留意点は何かな

- こども誰でも通園制度を積極的に利用していただけないような家庭・保護者に対して、行政からどのように周知したり、関係機関と連携しながら必要な支援につなげていくかな。
- 試行的事業の事業所には、多くの未就園児が通ってくることから、児童虐待の未然防止や要支援児の早期発見に結び付けていくきっかけとなることが考えられる。
- 事業所において、気になるこども・気になる保護者を見つけた場合の、こども本人や保護者への関わり方をどのように考えるかな。
- 必要な支援につながるよう、個人情報保護との関係に留意しつつ、行政をはじめとした関係機関との情報共有や連携した対応を行う必要があるのではないかな。

14

論点（４）その他②

論点

○ 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か

- 市町村は、将来的な給付化も見据え、地域における預かりの提供可能量を把握した上で、計画的な提供体制の整備を行っていただく必要があるのではないかと。
- 具体的には、各市町村において、0歳6か月～2歳の未就園児数から、受け入れに必要な定員数を算出し、必要整備量の見込みの把握を行っていただく必要がある。
また、各市町村において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業所等でこども誰でも通園制度を実施することを想定し、地域でどのように提供体制を整備していくのか検討を開始いただく必要がある。
- その上で、きめ細かなニーズに対応できるよう、現行の子育て支援事業や一時預かり事業、市町村独自のこどもの預かりに関する事業との関係など、地域の実情を踏まえた各事業の展開を行う必要があるのではないかと。

15

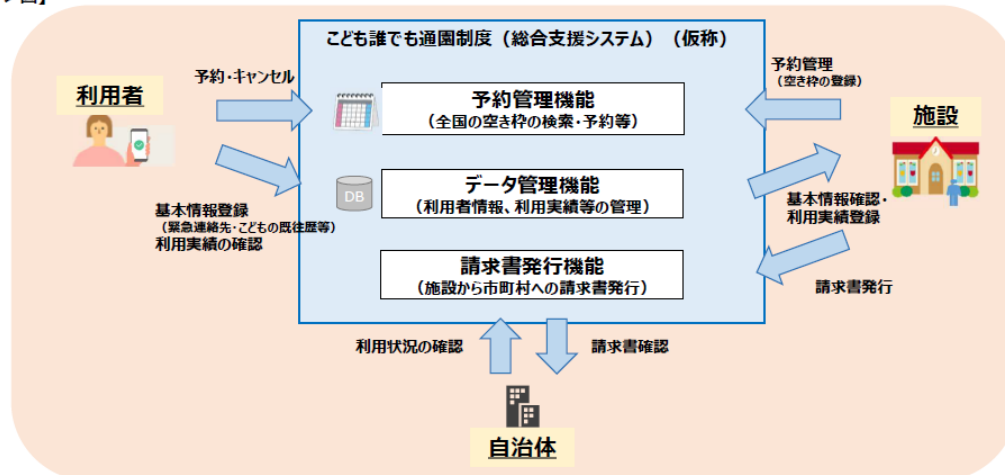
論点（４）その他③

論点

○ こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

- こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることを基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】



16

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ホーム>会議等>こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会>
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第1回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuuen/068d0720/>